



暮らしの判例

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

マラソン大会の参加者募集後に、台風により公園が使用できない可能性が生じたにもかかわらず(中止になっても参加費用は返金されない)、その可能性を告知せず募集を続けた主催者の損害賠償責任が肯定された事例

マラソン大会の主催者Yは、参加者の募集開始後、台風による被害のため、予定していた公園が使用できなくなり大会の開催ができない可能性があることを容易に予見できた。そのため、その後も募集を続けるのであれば、Yは、募集に際して、大会開催は未定であり、公園の復旧業務の進捗^{しんちよく}によっては開催の中止もある旨(その場合には参加費は返還されないことになっている)を告知すべき信義則上の義務を負っていた。Yは、これに違反して参加者募集を続けており債務不履行が認められ、支払った参加費が相当因果関係にある損害となりその賠償義務を負う。なお、2017年改正民法(2020年4月施行)が適用にならない事例である。

(東京地方裁判所令和3年2月17日判決、LEX/DB掲載)

原告：X(消費者)
被告：Y(マラソン大会主催者)



事案の概要

1 事実関係

Yは、関東地方にある公園(以下、本件公園)を会場とする2020年2月上旬を開催予定日とするマラソン大会(以下、本件大会)を企画し、2019年9月頃、参加者の募集を開始した。ところが、本件公園は、その後の同年10月中旬の台風(以下、本件台風)により、全域が冠水し、園内に土砂が堆積^{たいせき}した。そこで、公園が立地する自治体Pは、2019年11月頃、本件公園の南側については同年11月下旬から翌年2月下旬を、本件公園の北側については同年12月上旬から翌年2月下旬を、本件公園の復旧工事^{かか}に係る委託期間として設定し、工事業者に対して復旧業務を委託した。そこで、本件公園の管理を担うA財団は、2019年10月中旬頃、本件公園全域の閉鎖を決定し、Yを含む本件公園の利用予定者らに対して、本件公園の利用再開日時につい

ては未定である旨を連絡した。

自治体Pは、2019年11月頃、本件公園の開放時期について、同年12月下旬の一部開放、翌年3月上旬の全面開放を目標として公表したが、具体的な開放時期や、復旧業務の業務完了の^め目途については公表していなかった。A財団は、本件公園の復旧業務の進捗^{しんちよく}に応じ、2019年12月中旬頃、本件公園の一部開園を決定した。A財団は、この頃、Yを含む本件公園の利用予定者らに対し、復旧業務の進捗等を説明したが、マラソン大会の実施の可否については未定である旨案内した。その最中に、Xは、2019年12月中旬、本件大会への参加を申し込み、同日、Yに対し、参加費として1万4000円を支払った。

本件公園の復旧工事に当たっては、本件大会当日に本件大会のコース予定地に工事車両が往来する予定が組まれた。Yは、2020年1月上旬までにこれを知るに至り、同日、本件大会を中止とする内容の電子メールを、Xを含む参加予

定者らに送信した。Yは、本件大会への参加申込者に対し、本件規約への同意を求めていた本件規約第1項(理由の説明参照)に従い、参加費の返還をしなかった。

2 主位的請求(損害賠償請求)

Xは、YがA財団から連絡を受けた2019年10月中旬時点で、Yは、本件公園の利用再開の目途が立っておらず、本件大会の開催が困難であることを認識しながら、参加者の募集を継続し、Xから、参加費1万4000円の支払を受けた行為は、Xに対する債務不履行を構成すると主張する。損害賠償請求の内訳は、①参加費 ②電話通話料 ③請求書郵送費用 ④法律相談料 ⑤人件費である。

Yからは、Xから本件大会への参加申込みを受けた時点で、Yは本件公園において本件大会が開催できないことを認識し得なかったのであるから、Xの主張は、その前提からして失当であると反論されている。

3 予備的請求(不当利得返還請求)

Xは予備的に次のように主張する。本件大会は、Yの責めに帰することができない事由によって中止になったのであるから、XのYに対する参加費支払債務は消滅し(民法536条1項[改正前規定])、Yは、Xに対し、不当利得に基づき、参加費1万4000円を返還する義務を負う。Xは、本件大会への参加申込みに際し、本件規約に同意をしていない。また、本件規約第1項は、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものであり、消費者契約法10条により無効である。

4 原審判決(請求棄却)

原審判決(簡易裁判所が原審の事件である)は、その理由は不明であるが、Xのいずれの請求も認めずに請求を棄却した。

理由(Xの主位的請求認容)

1 Yの損害賠償責任の有無

Yは、本件公園の全面閉鎖が決定して以降、A

財団から、本件公園の利用再開日時や本件大会の実施の可否については未定である旨の説明しか受けていなかったのであるから、Xから本件大会への参加申込みを受けた2019年12月中旬の時点において、復旧業務の進捗によっては本件大会が開催できない可能性があることを容易に認識し得たものというべきである。

Yは、本件大会の参加申込者に対して本件規約への同意を求めており、本件規約第1項には、「地震・台風・降雪・事件・疾病等の主催者の責によらない事由で、大会の開催が短縮・縮小・中止となった場合、参加費の返金は一切行いません」と定められていたことに照らせば、本件台風を原因として本件大会が中止となった場合、参加申込者は、支払済みの参加費の返金を受けられないという不利益を被るおそれがあったといえる。そうだとすれば、Yは本件大会の中止を認識し得た以上、信義則上、本件大会への参加申込者が申込みをするに先立ち、参加申込者に対して、本件マラソン大会の開催は未定であり、本件公園の復旧業務の進捗によっては開催の中止もあり得る旨を告知すべき義務を負っていた。しかるに、Yは、Xに対し、本件大会への参加申込みに先立ち、前記のような告知をしていない。したがって、Yは、前記告知義務の違反について、Xに対する損害賠償責任を負うものと認められる。

2 債務不履行——損害の内容及びその額

Xは、Yから前記のような告知を受けられないまま本件大会への参加を申込み、参加費1万4000円を支払ったのであるから、当該参加費は前記債務不履行と相当因果関係がある損害と認められる。他方で、電話通話料、請求書郵送費用及び法律相談料は、いずれもYによる前記債務不履行と相当因果関係がある損害とは認められない。したがって、Yの債務不履行によってXに生じた損害は、1万4000円であると認められ、Yの損害賠償債務は、遅くともYが本件大会の中止をXに連絡した2020年1月上旬ま

では、履行遅滞になっていたと認められる。以上の次第であって、Xの請求は、1万4000円及びこれに対する2020年1月中旬から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があるから、この限度で認容し、その余は理由がないから棄却する。

 解説

1 マラソン大会の参加者募集に際する主催者の告知義務

[1] 本判決の意義

本判決は、マラソン大会の主催者に、大会実施が危ぶまれる事情がある場合に、参加者募集を止めるまでの義務はないが、中止の可能性がある、その際には参加費用は戻ってこない、そのことを覚悟のうえで参加するのかどうか決定すべきことの、いわば警告義務を認めた興味深い判決である。しかも、当初から中止の危険があったのではなく、参加者募集開始後に中止の可能性が出てきたのであり、既に応募した者は、この保護の対象にはならない。

[2] 本判決の内容の確認

本判決は、本件大会の主催者は、①参加規約に、不可抗力による大会中止の場合には参加費の返還は受けられない不返還条項があることから、②募集開始後に不可抗力により大会の開催が危ぶまれる状況になった場合、③そのことを「容易に認識し得た」ことを要件として、その後も募集を続けるのであれば、大会開催が未定であり中止もあり得ることを告知する信義則上の義務を認め、これをせず募集を続けて、開催中止の可能性を知らないXから参加の申込みを受け参加費を支払わせたことを、Yの債務不履行と認めた初めての判決である。

①が要件なので、不返還特約がない場合、^{すなわ}即ち不可抗力による場合に参加費を返還する場合には、本判決の結論は当てはまらないことになる。本判決の射程が、どのような事例にまで及ぶのかは、①が要件になっているために微妙である。①

がなくても、応募したのが無駄になる可能性がある以上、やはり主催者には警告とまではいなくても、情報提供義務はあると考える余地はある。

なお、Xが近くの住民で事情を熟知し中止の可能性あることを知って応募した場合には、告知義務違反はあっても義務違反によって生じた(=因果関係)損害はないことになるか、または、過失相殺がされることになる。

2 債務不履行とした点について

前記告知義務違反の責任につき、本判決はXが債務不履行と主張していたことから、これをあえて不法行為ではなく債務不履行と構成して認めた。参考判例①は、「契約の一方当事者が、当該契約の締結に先立ち、信義則上の説明義務に違反して、当該契約を締結するか否かに関する判断に影響を及ぼすべき情報を相手方に提供しなかった場合には、上記一方当事者は、相手方が当該契約を締結したことにより被った損害につき、不法行為による賠償責任を負うことがあるのは格別、当該契約上の債務の不履行による賠償責任を負うことはない」という。この射程は本件にも及ぶものと思われる。本判決は原告の主張をそのまま採用したが、参考判例①と抵触し、不法行為を認めれば足りた。

本件では時効は問題になっておらず、いずれと責任の性質決定をしようと結論に変わりはない。ただ弁護士費用や賠償義務の遅滞時期については差が出てくるはずである。弁護士費用は本人訴訟のようであり請求していないが、遅滞の時期を「遅くともYが本件大会の中止をXに連絡した令和2年1月10日までには、履行遅滞になっていた」と判断しており、催告を要件とはしていない。この点は不法行為的である。大会が開催されれば損害はないことになるので損害は未確定であり、中止が決まった時点で確定したという趣旨かもしれない。損害賠償の範囲は、いずれの責任も民法416条によるが、弁護士への相談費用などについては相当因果関係が否定されている点で参考になる。



3 市民マラソン大会の中止に残された問題

[1]大会の中止と債務不履行

最後に、マラソン大会の開催中止をめぐる、関連問題について説明をしておきたい。まず、主催者は、参加者との参加契約により、約束された期日に約束された内容の大会を開催することを義務づけられ、中止は債務不履行にならないか検討してみたい。

大会を実施しなければ債務不履行になるが、民法415条1項ただし書きの債務者の責めに帰し得ない事由による場合には、主催者は損害賠償責任を免れる。当日、大雪が降り続いて走者が転倒する危険性があるなど天候といった自然現象が原因であれば、主催者は責任を免責される。新型コロナ禍において参加者が密になることが避け得ないという場合にも、免責を認めてよい。本件のようにコースの一部である公園が使用できない場合、事情変更の原則により主催者は代替コースへの変更が可能であり、代替コースで開催しても債務不履行にはならない。

一方で、書類不備などで公道の使用許可、公園の使用許可が得られなかったならば、帰責事由を免れない。その場合、参加者は契約解除ができ、主催者は用意した参加商品などを送って参加費用を返還しない、また差額分のみしか返還しないという主張はできない。

[2]不返還特約は有効か

[a]危険負担の規定による保護

本件事例でも、警告義務が成立する以前に申込んでいた参加者には、本判決の救済は当てはまらない。では、主催者の帰責事由によることなく大会が開催できなかった場合、主催者は損害賠償義務を負わないが、契約を履行していないので、参加費用を請求できないはずである。不可抗力による履行不能ということになり、参加者は、危険負担を理由にその反対給付の支払を拒むことができるが(民法536条1項)、通常は先に参加費用は支払っているので履行拒絶は問題にならない。参加者は、契約を解除して返

還請求をするしかない。

[b]契約解除による保護——既履行分の報酬の支払義務を免れない

履行不能の場合には、債務者の帰責事由の有無を問わず、債権者は契約を解除できる(民法542条1項1号)。また、その場合、全面的に債務を免れるのではなく、準委任契約(民法656条)として、民法648条3項により委任者は「既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる」ので、大会開催のための参加商品等を用意し、大会の準備をしていたならば、その履行した分に依じた報酬の請求ができる。参加者には、大会が開催されなくても、参加費用が全面的には戻ってこないことになる。

[c]一切返金しない不返還特約条項

ところが、大会の規約などで、支払った参加費用の返還はしないことが定められているのが普通である。そうすると、定型約款として条項が契約内容に組み入れられていることが必要になる(民法548条の2第1項)。

組入が認められても、その効力が問題になり、民法648条3項により既履行分の報酬しか請求できないのに、一切返還しないと規約で定めるのは、消費者契約法10条により無効にならないのかが問題になる。

実際にレースないし大会に参加するという満足を得ておらず、参加していないのに参加者グッズだけ送ってこられても、レースないし大会が実施されたのとはまったく満足が異なる。一切返還を認めない条項は違約金に準じて、大会準備にかかった費用を差し引いて差額について、平均的損害を超えて返還しない金額は無効と考える余地がある。今後の議論が期待される問題である。

参考判例

- ①最高裁判所平成23年4月22日判決(『民集』65巻3号1405ページ、裁判所ウェブサイト)
- ②東京地方裁判所平成29年12月14日判決(LEX/DB(マラソン大会の記録の訂正請求))